社会福祉法人寿老福祉会に対する特別監査の経過について

1 法人の概要

法人名	社会福祉法人寿老福祉会	
設立認可年月日	平成26年10月23日	
所在地	東京都墨田区東墨田三丁目13番地4号	
事業所の名称	特別養護老人ホーム寿老の里	
経営する事業	社会福祉事業	
	1種 特別養護老人ホームを経営する事業	
	2種 老人短期入所事業を経営する事業	

2 特別監査に至るまでの経緯

令和5年6月30日 届出計算書類等の法定届出期限だが、届出がなかった。

7月10日 一般監査の実施(8月24日)を決定した。

8月10日 法人資金流出について法人から口頭で報告があった。

8月24日 立入検査において、預金通帳等の出入金記録等により、法人資金 の不正流出の疑いを確認した。

8月25日 一般監査から切り替えて特別監査の実施(9月14日)を決定した。

3 特別監査の経過

令和5年9月14日 立入検査を実施した。

10月23日 社会福祉法第56条第4項の規定により法人に対し改善勧告を発出した。 (→別紙1)

11月30日 改善勧告に係る改善報告書の提出期限(提出されるも形式的な不備があり、再提出を指示した。)

12月12日 令和5年度末までに改善予定として改善報告書が提出された。

令和6年3月15日 令和5年度末までに改善が完了する見込みがなかったことから、 改善報告書の再提出について通知した。

> 5月10日 改善報告書の再提出期限(提出されるも形式的な不備があり、再 提出を指示した。)

5月24日 令和6年度末までに改善予定として改善報告書が提出された。 (→別紙2)

6月18日 特別監査の継続を決定し、再度改善勧告を発出した。(→別紙3)

6月30日 届出計算書類等の法定届出期限だが、届出がなかった。

- 7月25日 届出計算書類等が提出されたが、不足書類や不備があった。
- 7月31日 法人の運営管理に係る立入検査の実施(8月26日)を決定した。
- 8月26日 立入検査を実施した。
- 9月25日 改善勧告に係る改善状況の1回目の中間報告期限だが、法人から 10月末まで報告猶予の依頼があった。
- 10月28日 法人の会計経理に係る立入検査の実施(12月3日)を決定した。
- 10月31日 法人の運営管理に係る立入検査について指導監査結果通知を発出 した。 (→別紙4)

改善勧告に係る改善状況の1回目の中間報告の猶予期限(法人から事情により来庁できず、改めて来庁する旨の連絡があった。)

- 11月 5日 法人が来庁したが、中間報告の提出はなかったため、改めて提出を指示した。
- 12月 2日 指導監査結果通知(10月31日発出)に係る改善状況報告書の 提出期限だが、提出がなかった。
- 12月 3日 立入検査を実施した。
- 12月 5日 立入検査の追加実施(12月26日)を決定した。
- 12月24日 立入検査に関連して質問書を送付した。
- 12月25日 改善勧告に係る改善状況の2回目の中間報告期限だが、提出がなかった。
- 12月26日 立入検査を実施した。
- 令和7年1月10日 質問書への回答期限だが、回答がなかった。
 - 2月26日 改善勧告に係る改善報告書等未提出の書類について提出するよう 依頼した。
 - 3月27日 改善勧告に係る改善報告書 (→別紙5) 及び質問書への回答の提出があった。
 - 4月15日 法人の会計経理に係る立入検査について指導監査結果通知を発出 した。 (→別紙6)
 - 5月30日 指導監査結果通知 (4月15日発出) に係る改善状況報告書の提 出期限だが、提出がなかった。
 - 6月 2日 法人から指導監査結果通知(令和6年10月31日及び令和7年 4月15日発出)に係る改善状況報告について、6月末までの報 告猶予の依頼があった。
 - 6月13日 社会福祉法第56条第5項の規定による公表を行った。
 - 6月30日 法人から指導監査結果通知(令和6年10月31日及び令和7年 4月15日発出)に係る改善状況報告の提出があった。
 - 7月10日 改善勧告に係る改善報告書の再徴取について通知した。 立入検査の実施(8月26日)を通知した(介護保険法に基づく

施設・サービスの運営指導と合同で実施)。

- 7月16日 6月30日に提出された改善状況報告書に不備が多数あったため、 改善状況報告書の再徴取について通知した。
- 8月 8日 改善状況報告書の再提出があった。
- 8月15日 再提出された改善状況報告書にも不備があったため、受理しないことを決定し、通知した。

1 令和5年8月24日及び同年9月14日の立入検査で確認した不適正な法人運営の内容

- (1) 多額の借財について、理事会の決議を受けた上で行われていなかった。
- (2) 債権譲渡契約について、理事会の決議を受けずに契約を締結していた。
- (3) 元理事長が、法人資産を原資として、自らが経営する会社等の負債の穴埋めを行うなど実質的に経済的利益を享受しており、元理事長が自らに対し特別の利益を供与していると認められた。
- (4) 所轄庁に提出された一部の議事録について、改ざんの形跡が認められた。
- ※ (1)から(4)まで以外の文書指摘事項は、令和5年度社会福祉法人指導監査結果のとおりである。

2 令和5年10月23日付けの改善勧告の内容

法人外への資金の流出は、元理事長による無断での預金通帳及び法人印の持ち出し、パスワードの変更、会計担当者への支払の根拠のない振込の指示等により行われたものであったこと、また、これらは理事長等の職務の監視を担う理事会のチェック機能が働かない状況で実行されており、法人の運営は著しく適正を欠くものであったと認められたことから、次に掲げる事項について改善措置を講じるよう勧告した。

(1) 利益供与となる金額の確定と回収策 寿老福祉会が負担すべき経費と元理事長が負担すべき経費を区別し、寿老福祉会が負担すべきでない金額を確定させるとともに、回収策を講じること。

(2) 再発防止の取組

ア 財務管理体制の再構築

本事案発生の一因ともなった財務管理体制の不備について改めて検証を行い、法人 及び施設の会計処理に内部牽制が働くよう、財務管理体制及び事務手続を見直し、経 理規程に基づく会計処理を徹底すること。

イ 内部管理体制の強化

法人理事会において、令和4年度中に不正な支出が確認されていながら、財務管理 に識見を有する者として選任された監事が連続して欠席している等により、本件事案 に迅速な対応ができなかった等、内部管理体制が十分に機能しなかった実態を踏まえ、 内部管理体制の整備運用を図ること。

令和6年5月24日に法人から提出された改善報告書の主な内容

改善事項	主な改善内容	改善時期
利益供与となる金額の確定と	・ 捜査、裁判の結果を踏まえ、最終的な	令和6年度末まで
回収策	金額の確定をする。	
	・ 弁護士と回収策について検討する。	
再発防止の取組	・ 理事であった公認会計士によりデュー	一部改善済み
ア 財務管理体制の再構築	デリジェンスを実施し、財務調査報告書	令和6年度末まで
イ 内部管理体制の強化	及び再生計画案を作成した。	
	スポンサー候補との打合せを行ってお	
	り、契約締結後にスポンサーの意向も踏	
	まえ、財務管理、内部管理体制の強化を	
	図る。	
	・ 預金通帳、法人印等は、全て寿老福祉	
	会の金庫で保管し、直近の給食委託契約	
	等大きな金額の契約は全て理事会の決	
	議を取っている。	
	・ 理事会の欠席が続いていた監事は交代	
	した。	

令和6年6月18日付けの改善勧告の内容

法人から改善報告を受けたが、改善勧告に係る措置が十分に講じられているとは認められないため、次のとおり再勧告した。

- (1) 令和5年10月23日付けの改善勧告(以下「前回勧告」という。)(1)(利益供与となる金額の確定と回収策)に関し法人として調査し、確定した利益供与となる資金の額及びその内訳並びに当該資金の回収策及びその結果を明らかにすること。
- (2) 前回勧告(2)ア (利益供与となる金額の確定と回収策) に関し経理規程の遵守状況について改めて検証し、当該規程にのっとった会計処理が徹底されるよう十分な検討を経た上で措置を講じること。
- (3) 前回勧告(2)イ(内部管理体制の強化)に関し再生手続に向けたスポンサー候補の選定にかかわらず、法人において評議員会、理事会、監事等の各機関がそれぞれ求められる 牽制を働かせられるよう内部管理体制の強化を図ること。

令和6年8月26日の指導監査結果(運営管理)

+
有
・ 法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていない
ので、是正すること。 (再指摘事項)
・ 評議員として選任された者について「社会福祉法人の適正な運営に必
要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基
づく適正な手続による選任がされていないので、是正すること。
・ 評議員について、就任承諾書等で就任の意思表示があったことを確認
できないので、是正すること。(再指摘事項)
・ 評議員になることができない者が選任されているので、是正するこ
と。
・ 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこ
と等について法人において確認がされていないので是正すること。(再指
摘事項)
・ 在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の
人数を超えていないので、是正すること。
・ 評議員会の日時、場所等が理事会の決議により定められていないの
で、是正すること。(再指摘事項)
・ 評議員会の1週間前までに評議員に招集通知を発していないので、是
正すること。(再指摘事項)
・ 議事録の必要事項が記載されていないので、是正すること。(再指摘事
項)
・ 理事の選任が法令に定める適正な手続により行われていないので、是
正すること。
・ 理事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できな
いので、是正すること。(再指摘事項)
・ 理事を選任する議案を決議するに際し、候補ごとに決議が行われてい
ないので、是正すること。
・ 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等
について、法人において確認がされていないので、是正すること。(再指
摘事項)
・ 欠席が継続している理事がいるので、是正すること。(再指摘事項)
・ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を
得ていないので、是正すること。(再指摘事項)

- ・ 監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できないので、是正すること。(再指摘事項)
- ・ 監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等 について、法人において確認がされていないので、是正すること。(再指 摘事項)
- ・ 監事を選任する議案を決議するに際し、候補ごとに決議が行われてい ないので、是正すること。
- ・ 正当な理由なく理事会に2回以上続けて欠席した監事がいるので、是 正すること。(再指摘事項)
- ・ 正当な理由なく監事の全員が欠席した理事会があるので、是正すること。(再指摘事項)
- ・ 監事に対して法人の計算書類等作成業務を委託することを評議員会で 決議しているため、是正すること。
- ・ 監事に選任されていない者が、監事監査を行っているので是正すること。
- ・ 理事及び監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていないので、是正すること。(再指摘事項)
- ・ 招集通知が省略された場合に、理事及び監事の全員の招集手続省略に 係る同意が確認できないので是正すること。
- ・ 議案について特別な利害関係を有する理事が議決に加わっているので、是正すること。
- ・ 議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認 していないので、是正すること。
- ・ 理事会の決議を要する事項について決議が行われていないので、是正 すること。
- ・ 理事長が理事会において、定款の定めるところにより毎会計年度に4 か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告をしていないので、 是正すること。(再指摘事項)
- 理事長以外の理事が理事会を招集しているため、是正すること。
- ・ 定款細則において定められた時期に理事会が開催されていないので、 是正すること。
- ・ 利益相反取引があった際に、取引における重要な事実を理事会に報告 したことが確認できないので、是正すること。
- ・ 法人が社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されていないので、 で、是正すること。
- 必要な書類等の備置きがされていないので、是正すること。
- ・ 指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、か

	つ、変更登記の手続が行われていないので、是正すること。(再指摘事 項)
所轄庁が指導監査結果	令和6年10月31日
通知を発出した日	

[※] この指導監査結果は、社会福祉法人寿老福祉会の法人運営に関するものである。(法人が経営する施設・サービスに対する検査結果ではない。)

令和7年3月27日に法人から提出された改善報告書の主な内容

改善事項	主な改善内容	改善時期
利益供与となる金額の確定と回	令和6年度決算において、被害額を確定し、	継続
収策	その処理を行う。	
	回収策に関し、捜査によると、元理事長に財	
	産的価値があるものはないと報告されてい	
	る。	
再発防止の取組	ア「財務管理体制の再構築」については、令	一部改善済み
ア 財務管理体制の再構築	和7年2月から理事長が施設長を兼務し、組	令和6年度末まで
イ 内部管理体制の強化	織内の指示命令系統の見直し、法人規程等の	
	見直しを図っている。当法人理事でもある税	
	理士に試算表等資料作成や財務管理を依頼し	
	ている。	
	イ「内部管理体制の強化」については、当法	
	人評議員会、理事会、監事等の各機関が牽制を	
	働かせられるよう、体制強化を進めている。理	
	事の一部交代を行い新体制で内部管理の徹底	
	を実施している。評議員については、大手介護	
	事業者としての高い見識を持ち、厳しい組織	
	運営をしている方に、当法人運営への御協力	
	をお願いしている。	
	理事会、評議員会の開催においては、欠格事	
	由に該当する委員を交代し、欠席が続いてい	
	た委員の会議参加を指示し、継続して参加し	
	ていただいている。	

令和6年12月3日及び26日の立入検査並びに質問書による指導監査結果(会計経理)

文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	・ 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から
	 賃借している場合に、地上権又は賃借権の登記が適正になされていない
	ので、是正すること。
	 ・ 経理規程等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是
	 正すること。(一部再指摘事項)
	 ・ 作成すべき計算書類が作成されていないので、是正すること。(再指摘
	事項)
	 ・ 資金収支予算書が定款等に定める手続により作成されていないので、
	 是正すること。(再指摘事項)
	・ 会計基準に則した会計処理が行われていないため、是正すること。
	・ 会計帳簿を整備していないので、是正すること。
	・ 会計帳簿がその閉鎖の時から10年間保存されていないので、是正す
	ること。
	・ 計算書類における各勘定科目の金額と主要簿が一致しないので、是正
	すること。
	・ 把握された注記すべき事項が注記されていないので、是正すること。
	・ 拠点区分の注記が作成されていないため、是正すること。
	・ 作成すべき附属明細書が作成されていないので、是正すること。(再指
	摘事項)
	・ 附属明細書の記載内容に誤りがあるため、是正すること。
	・ 経理規程に定めるところにより債務残高の確認が行われていないた
	め、是正すること。
	・ 多額の借財について理事会の決議を受けた上で行われていないので、
	是正すること。(再指摘事項)
所轄庁が指導監査結果	令和7年4月15日
通知を発出した日	

[※] この指導監査結果は、社会福祉法人寿老福祉会の法人運営に関するものである。(法人が経営する施設・サービスに対する検査結果ではない。)